

吹田市既存民間建築物耐震診断補助金交付制度

新耐震基準が施行された**昭和56年5月31日以前**に建築主事の確認を受けて建築され、居住又は使用しているなどの建築物を対象に、耐震診断費用の一部を補助します。

地震に対する安全性の目安が、数値でわかります。



《対象建築物》

- ★**住宅** 現在居住しているか、これから居住しようとするもの
戸建住宅、長屋住宅、分譲・賃貸の共同住宅、店舗等併用住宅
- ★**特定の建築物** 現在使用しているか、これから使用しようとするもの
病院、スーパー、劇場、遊技場などの特定既存耐震不適格建築物
(耐震改修促進法第14条に基づく)

《補助対象者》

- ◆ 個人または法人の所有者（区分所有の場合は管理組合）

《補助額・限度額》 ～下表のとおり～

対象建築物		補助額・限度額
戸建住宅 長屋住宅 共同住宅 (※ ¹ 分譲マンションを除く)	木造	耐震診断の費用の10/11と 5万円×住居戸数の少ないほうの額とし 木造部分の延べ面積×1,100円を限度とする
	非木造	耐震診断の費用の1/2とし100万円を限度とする (※ ² 単位面積当たりの限度額あり)
特定既存耐震不適格建築物 <u>(住宅を除く)</u>		耐震診断の費用の1/2とし 100万円を限度とする

※¹ 分譲マンション：3階以上かつ延べ床面積が1,000㎡以上の区分所有の共同住宅

※² 単位面積当たりの上限額：1,000㎡以下の部分1㎡につき4,580円を乗じて得た額

《お問合せ先》

吹田市 都市計画部 開発審査室 耐震担当（市役所 低層棟2階 213番窓口）

直通電話 06-6384-1910

代表電話 06-6384-1231 内線2694

FAX 06-6368-9901

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号

耐震診断補助金交付申請の流れ

